



# 金沢市公報

号外第 11 号の 11

平成21年(2009年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
<b>公営企業管理規程</b>	
金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程 (企業総務課)	1
金沢市企業局職員就業規則及び金沢市企業局職員就業規則の特例に関する規則の一部を改正する規程 ( " )	2
企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 ( " )	2

企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程 ( " )	3
金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程 ( " )	4
金沢市ガス工作物保安規程の一部を改正する規程 ( " )	5
金沢市発電事業職員宿舍規程を廃止する規程 ( " )	6

## 公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

### ●金沢市公営企業管理規程第1号

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

金沢市企業局事務決裁規程(昭和39年公営企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第3項を削る。

別表第2企業総務課の表中

「

(6) 36協定に関する決定			
(7) 職務専念義務の免除			
(8) 病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認			
(9) 職務以外の職務に従事する場合の許可			
(10) 職員証及び履歴の証明の発行			
(11) 欠勤の処理			

を

」

「

(6) 育児短時間勤務の承認			
(7) 36協定に関する決定			
(8) 職務専念義務の免除			
(9) 病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認			
(10) 職務以外の職務に従事する場合の許可			
(11) 職員証及び履歴の証明の発行			
(12) 欠勤の処理			

に

改める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市企業局職員就業規則及び金沢市企業局職員就業規則の特例に関する規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

### ●金沢市公営企業管理規程第2号

金沢市企業局職員就業規則及び金沢市企業局職員就業規則の特例に関する規則の一部を改正する規程  
(金沢市企業局職員就業規則の一部改正)

第1条 金沢市企業局職員就業規則(昭和32年公営企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第30条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、「という。)」の次に「及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)」を加える。

第34条第1項中「20日」の次に「(短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で管理者が別に定める日数)」を加える。

第36条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等」に、「就業時間等」を「勤務時間等」に、「管理者が」を「20日を超えない範囲内で管理者が」に改める。

第39条中「日直」を「日直勤務」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、育児短時間勤務職員等にあつては、日直勤務又は宿直勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命じることができない場合に命ぜられたときに限り、日直勤務又は宿直勤務に服しなければならない。

第40条中「職員」を「管理者は、職員」に、「時間外」を「、時間外」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、当該職員に時間外又は休日に勤務させなければ業務の運営に著しい支障が生ずると認められるときに限り、時間外又は休日に勤務させることができる。

(金沢市企業局職員就業規則の特例に関する規則の一部改正)

第2条 金沢市企業局職員就業規則の特例に関する規則(昭和47年公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

本則中「占める職員」の次に「及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)」を加える。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

### ●金沢市公営企業管理規程第3号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程(昭和52年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「水質検査手当、変則勤務手当、検針手当」を「変則勤務手当」に改め、同項第3号中「水処理課」を「施設部」に改め、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号を削り、同項第7号ア中「下水道使用料等の滞納徴収の業務に従事する」を「下水道使用料、受益者負担金等の滞納徴収の業務に従事した」に改め、同号イを削り、同号ウ中「従事する」を「従事した」に改め、同ウを同号イとし、同号を同項第5号とし、同項第8号から第13号までを2号ずつ繰り上げ、同項第14号中「下水道施設の」を削り、同号を同項第12号とし、同項第15号を同項第13号とし、同項第16号ア中「従事する」を「従事した」に改め、同号イ中「(発電管理センターを除く。)」を削り、「浄水の配水の業務に従事する」を「浄水施設、配水施設及び発電施設の点検、修繕等の作業に従事した」に改め、同号ウを削り、同号エを同号ウとする。

別表第1中

「

副局長（管理者が定める副局長に限る。） 部長	2種
------------------------	----

を

」

「

副局長（管理者が定める副局長に限る。） 部長 その他の担当部長	2種
---------------------------------	----

に改める。

」

別表第2 水質検査手当の項及び検針手当の項を削り、同表料金等徴収手当の項を次のように改める。

料金等徴収 手当	ガス料金、水道料金、下水道使用料、受益者負担金等の滞納徴収の業務に従事した者	1日につき 400円	
	現場における集金業務に従事した者	1日につき 170円	

別表第2 高所等作業手当の項中「従事する」を「従事した」に改め、同表坑内作業手当の項中「450円」を「990円」に、「225円」を「495円」に改め、同表用地交渉手当の項中「650円」を「1,000円」に改め、同表災害応急作業等手当の項中「350円」を「710円」に、「530円」を「1,080円」に改め、同表施設作業手当の項を次のように改める。

施設作業手 当	港エネルギーセンターにおいて現場作業（ガス製造施設の建設、改良又は維持管理に関する業務に限る。）に従事した技能労務職員以外の職員	1日につき 350円	
	港エネルギーセンターにおいて現場作業に従事した技能労務職員	1日につき 170円	
	上水・発電課に所属する職員で、浄水施設、配水施設及び発電施設の点検、修繕等の作業に従事したもの	1日につき 500円	
	水処理課に所属する職員（技能労務職員を除く。）で、下水の処理等の作業に従事したもの	1日につき 350円	
	水処理課に所属する技能労務職員で、下水の処理等の作業に従事したもの	1日につき 470円	
	水処理課に所属する技能労務職員で、下水道ポンプ場においてその業務に従事したもの	1日につき 170円	

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第4号

企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 企業職員の給与に関する規程(昭和52年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「定める額」の次に「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。))並びに同法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員にあっては、その額にその者の1週間当たりの勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た額)」を加える。

第7条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、「という。))」の次に「及び育児短時間勤務職員等」を加え、同条第5項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等」に改める。

第16条中「非常勤職員」を「非常勤職員(短時間勤務職員を除く。))」に改める。

(企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成18年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「定める額」の次に「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員並びに同法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員にあっては、その額にその者の1週間当たりの勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た額)」を加える。

第3条 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成19年公営企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「額が経過措置基準額」の次に「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、当該経過措置基準額にその者の1週間当たりの勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た額。以下この項において同じ。))」を加える。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第5号

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程

金沢市企業局会計規程(昭和55年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1甲表に次のように加える。

上水・発電課	所属職員
--------	------

別表第2中

		補助金 雑収益	配当金  有価証券売却益	を
--	--	------------	--------------------	---

		負担金 補助金 雑収益	配当金  有価証券売却益	に、
--	--	-------------------	--------------------	----

		繰延勘定償却	企業債手数料及び 取扱料	を
--	--	--------	-----------------	---

		補助金 繰延勘定償却	企業債手数料及び 取扱料  補助金	に
--	--	---------------	----------------------------	---

改める。

別表第3中

	営業外収益		公共消火栓負担金	を
--	-------	--	----------	---

	営業外収益		公共消火栓負担金 雑収益	に
--	-------	--	-----------------	---

改める。

様式第2号中

「 10年 」 を 「 年 」 に改める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市ガス工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年3月31日

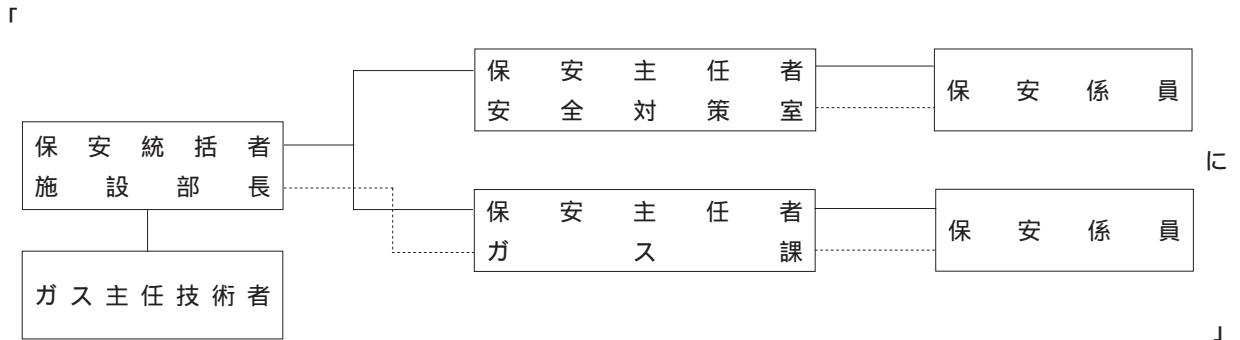
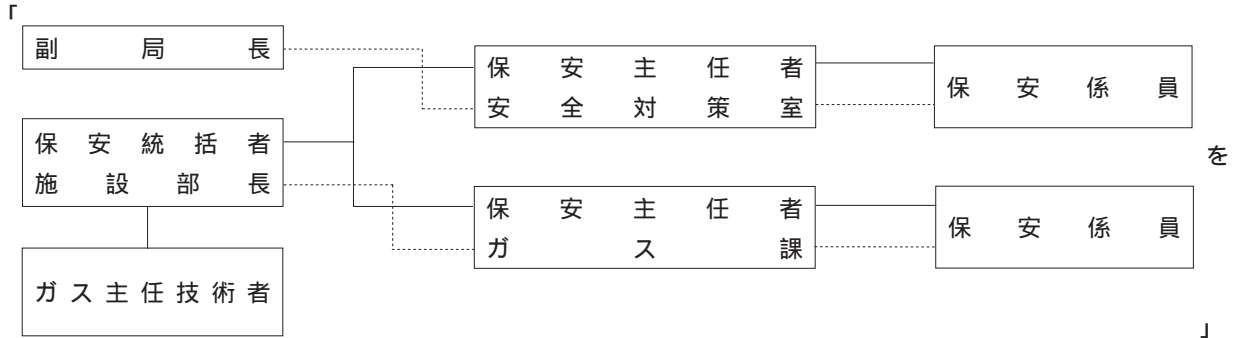
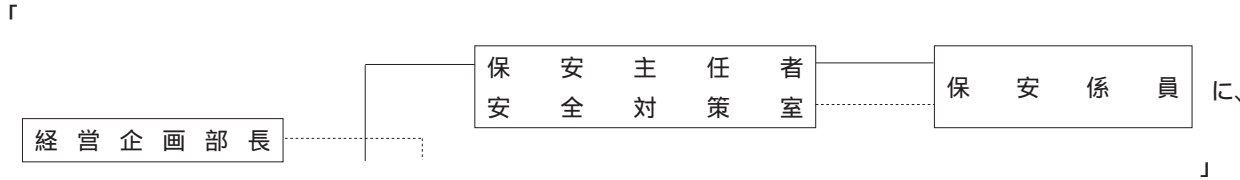
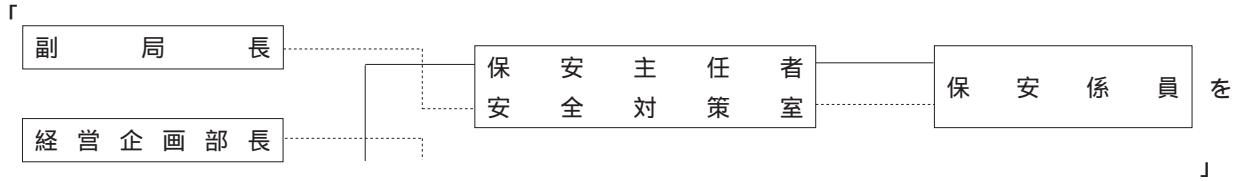
金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第6号

金沢市ガス工作物保安規程の一部を改正する規程

金沢市ガス工作物保安規程（昭和47年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中



改める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

金沢市発電事業職員宿舍規程を廃止する規程をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第7号

金沢市発電事業職員宿舍規程を廃止する規程

金沢市発電事業職員宿舍規程（昭和47年公営企業管理規程第9号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

平成21年(2009年)3月31日	印刷	発行人	金 沢 市
平成21年(2009年)3月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
			石川県金沢市玉銚4丁目166番地